

【定款細則】

(制定)	2008年4月23日
(改定)	2009年6月27日
(改定)	2010年6月25日
(改定)	2011年5月28日
(改定)	2011年9月17日
(改定)	2012年6月9日
(改定)	2013年5月25日
(改定)	2015年3月28日
(改定)	2016年5月28日

(趣旨)

第1条 この細則は、NPO法人芦屋市国際交流協会定款に基づき、組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(総会開催)

第2条 定款第24条に定める通常総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

(常任理事会)

第3条 定款第40条第2項に基づき、常任理事会をおく。

- 2 常任理事会は、会長が必要に応じて招集する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、会計、常任理事、委員長、館長、事務局長をもって構成する。
- 4 常任理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した副会長がこれに当たる。
- 5 常任理事会に付議する事項は、次の通りとする。
 - (1) 協会運営上の活動に関する事項
 - (2) 委員会間の調整
- 6 常任理事会で決定、執行した事項のうち重要なものは、理事会に報告することとする。
- 7 常任理事会は、過半数の出席がなければ、開催することが出来ない。なお、委員長が出席できない時は副委員長の代理出席を認める。また、必要に応じて第三者の出席を求め、事情説明又は意見を聴取することができる。
- 8 常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(委員会)

第4条 定款第40条第2項に基づき、次の委員会を設置する。

- (1) 外国人支援委員会
 - (2) 国内事業委員会
 - (3) 国際事業委員会
- 2 各委員会の所管業務は、次のとおりとする。
 - (1)外国人支援委員会
 - ①日本語教室・・・外国人に対する日本語教室
 - ②文化活動事業・・・外国人に対する日本文化の体験教室

(華道、茶道、書道、着物の着付け等)

- ① 海技大学等外国人生徒の日本語・日本文化の体験教室
- (2) 国内事業委員会
 - ① 外国語教室・英語教室、英会話教室、その他外国語教室
 - ② 国内交流事業・講演会、セミナー、コンサート等の開催、市が行う祭り事業への協賛など

- (3) 国際事業委員会
 - ① 姉妹都市交流事業・姉妹都市モンテベロ市との学生親善使節事業
 - ② 国際貢献事業・・・友好都市市民との友好親善・協力支援など
 - ③ 講演会、セミナー、コンサート等の開催
 - ④ 外国人に対する生活情報の提供

- 3 委員会の運営は、次の組織によって行うものとする。
 - (1) 各委員会の委員構成は、原則として30名以内とする。
 - (2) 委員の任期は2年とし再選を妨げず、2以上の委員会に所属するとも可能とする。
また期途中における他委員会への転出、辞任又は新任補充も妨げない。
 - (3) 委員の選任は、委員会における過半数の承認を得て、通常総会時における任期満了後をはじめ隨時行われる。
 - (4) 各委員会に委員長1名、副委員長3名以内をおく。委員長・副委員長は委員の中から選任する。
 - (5) 委員長は理事たることを要し、その就任は常任理事会の承認を必要とする。
 - (6) 委員の交代は常任理事会への報告を必要とする。

- 4 新規事業等についてはその所管が明らかでない場合、もしくは幾つかの委員会に関わる事業については、その所管は常任理事会が調整する。

(特別委員会)

- 第5条 協会全体で取り組む事業で、現行の各委員会のいずれかで行うことが困難または不適当である場合、常任理事会の議を経て特別委員会を設けてこれを実施することが出来る。
- 2 この場合、構成として、協会会員でない協会外部の団体または市民ボランティアの参加を求めることが出来る。
- 3 特別委員会によって実施される事業の起案は、提案委員の企画を委員会の議を経て常任理事会に上程し、審議決定するものとする。これを現行の各委員会のいずれかで行うか、特別委員会を設けて実施するかは、その常任理事会において決定する。委員に属していない会員の起案は、最寄りの委員を通じて上記の経路によって審議決定するものとする。
- 4 特別委員会の、呼称、組織、構成及び運営については当該委員会でその案を定め、常任理事会の承認を得なければならない。
- 5 特別委員会によって実施される事業の事業計画及び予算は当該委員会でその案を定め、理事会の承認を得なければならない。
- 6 特別委員会によって実施された事業の事業報告及び収支報告は、現行の各委員会とは別に行うものとする。

7 特別委員会は時限組織とし、事業の完了した時に解散するものとする。
(部会等)

第6条 定款第40条の規程に基づく部会等の組織の設置については、必要に応じて常任理事会で設置することができるものとする。

附則

1. この細則は、2008年4月23日より施行する。
2. この細則の改廃は、常任理事会、理事会の議決を経なければならない